



令和6年度国指定鳥獣保護区の変更 及び特別保護地区の指定について

令和6年9月12日
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について

1. 法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- 環境大臣が、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区に指定。
- 鳥獣保護区内においては狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内では一定の開発行為を規制。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。 環境大臣が、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域については、 <u>国指定鳥獣保護区</u> に指定。	・狩猟を禁止	20年以内 存続期間の <u>更新</u> が可能
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域を指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内で <u>指定</u>
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域ごとに対象期間を指定

2. 指定区分及び指定基準

(1)大規模生息地 浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2)集団渡来地 中海（カモ・ハクチョウ類）、荒尾干潟（シギ・チドリ類）など 36箇所

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3)集団繁殖地 天売島（ウミガラス等）、枇榔島（カンムリウミスズメ等）など 18箇所

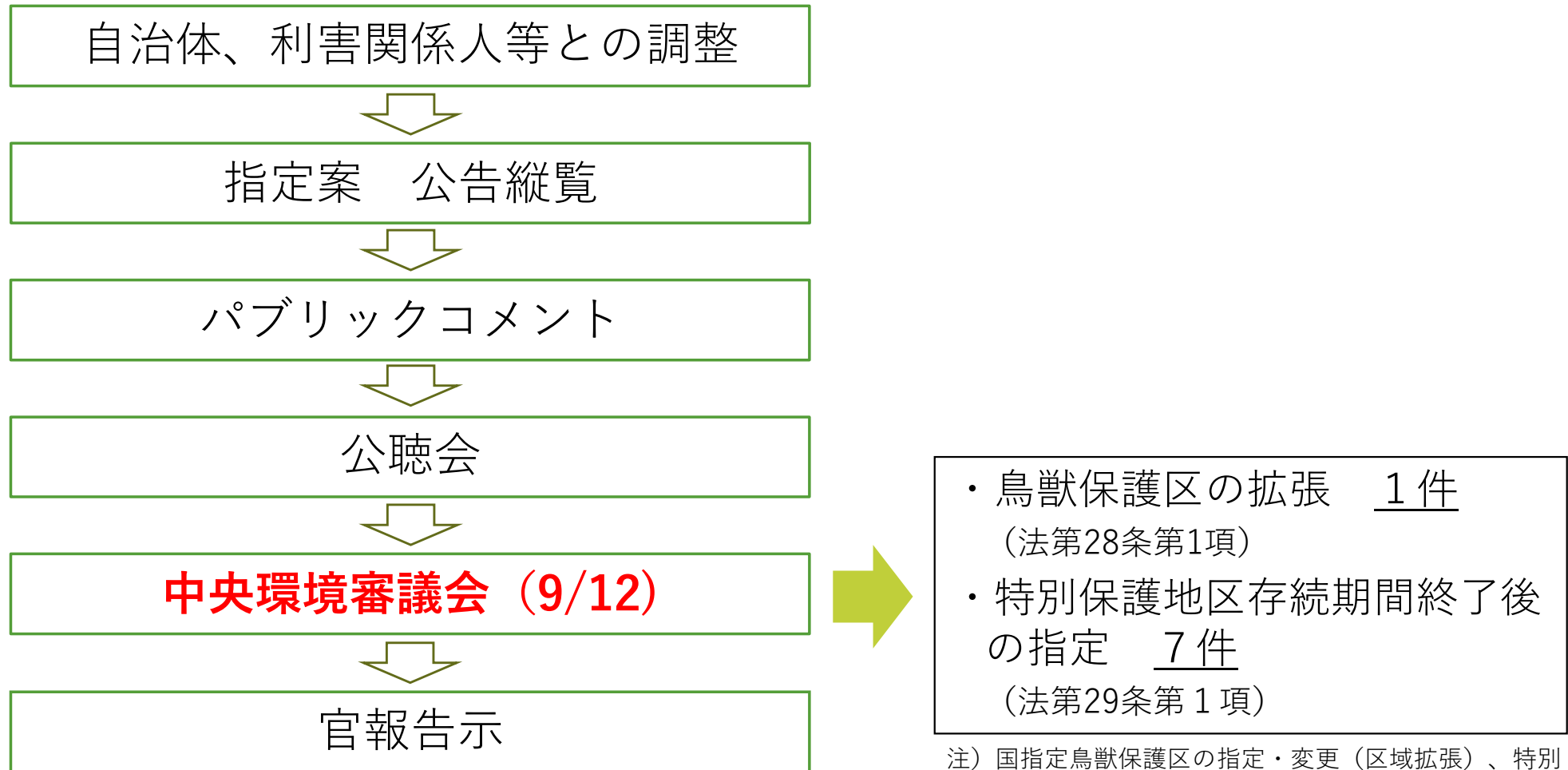
集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

(4)希少鳥獣生息地 鳥島（アホウドリ）、北アルプス（ライチョウ）など 21箇所

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」より）

3. 国指定鳥獣保護区の指定・変更(区域拡張)及び特別保護地区指定の主な手順

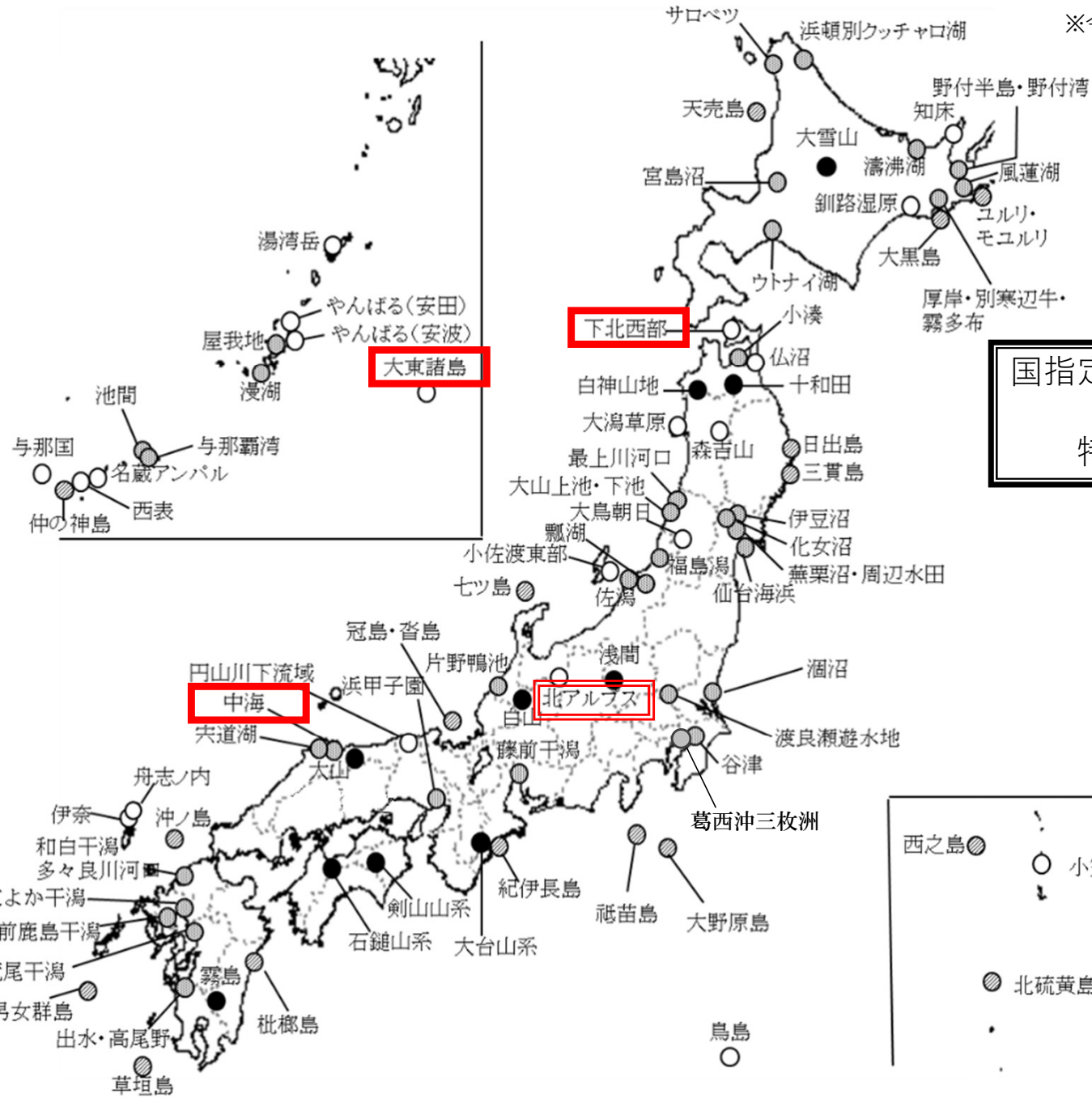


注) 国指定鳥獣保護区の指定・変更(区域拡張)、特別保護地区の指定(再指定含む)の際には、中央環境審議会の意見を聴かなければいけない(法第28条第9項、第29条第4項)。他方、国指定鳥獣保護区の更新のみの場合は審議会意見は不要。

**今回諮問する
国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について**

今回諮問する国指定鳥獣保護区及び特別保護地区

※令和6年3月更新



諮問対象

- 鳥獣保護区及び特別保護地区
- 特別保護地区

国指定鳥獣保護区 85箇所
 特別保護地区 71箇所
 特別保護指定区域 2箇所

凡例	
●	大規模生息地
●	集団渡来地
●	集団繁殖地
○	希少鳥獣生息地

●	西之島
○	小笠原群島
●	北硫黄島

●	南鳥島
---	-----

今回諮問する国指定鳥獣保護区及び特別保護地区

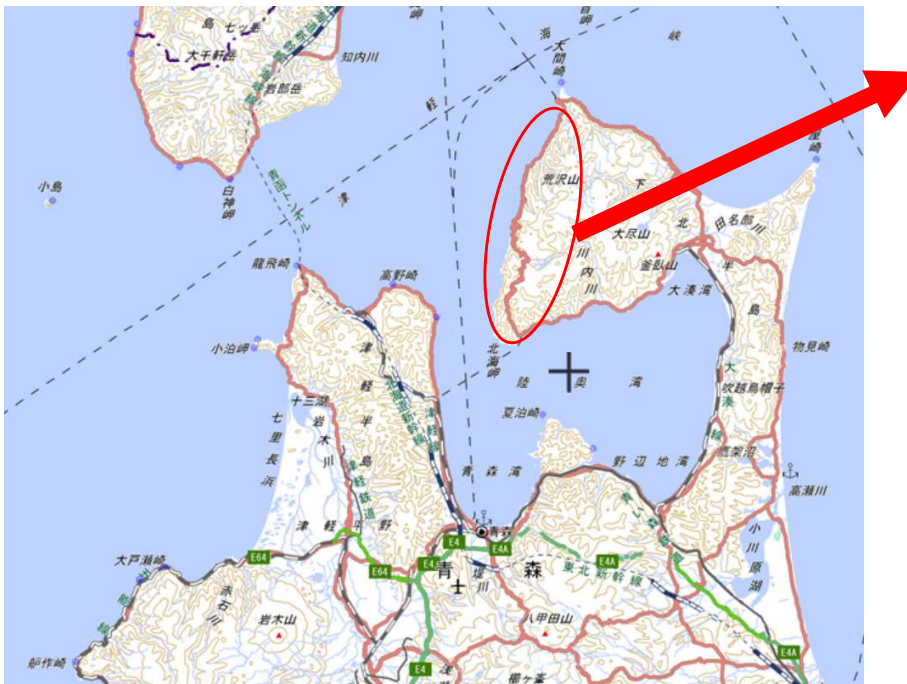


国指定鳥獣保護区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積 (ha)
北アルプス鳥獣保護区	変更 ・拡張	希少鳥獣生息地	富山県 富山市、魚津市、黒部市、朝日町、立山町 岐阜県 高山市 長野県 大町市、松本市、安曇野市	令和16(2024)年 10月31日 (10年間)	109,989 ↓ 119,887
特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
下北西部鳥獣保護区 奥戸特別保護地区 下北西部特別保護地区	再指定	希少鳥獣生息地	青森県 むつ市、下北郡佐井村、大間町	令和26(2044)年 10月31日 (20年間)	1,068
北アルプス鳥獣保護区 立山特別保護地区 北アルプス特別保護地区 乗鞍特別保護地区	再指定	希少鳥獣生息地	富山県 富山市、魚津市、黒部市、朝日町、立山町 岐阜県 高山市 長野県 大町市、松本市、安曇野市	令和16(2024)年 10月31日 (10年間)	25,350
中海鳥獣保護区 中海特別保護地区	再指定	集団渡来地	鳥取県 米子市、境港市 島根県 松江市、安来市	令和16(2024)年 10月31日 (10年間)	7,947
大東諸島鳥獣保護区 大東諸島特別保護地区	再指定 ・縮小 ・拡張	希少鳥獣生息地	沖縄県 北大東村 南大東村	令和26(2044)年 10月31日 (20年間)	234 ↓ 274

国指定下北西部鳥獣保護区

奥戸特別保護地区及び下北西部特別保護地区の再指定について

下北西部鳥獣保護区 (4,925ha)
奥戸特別保護地区(183ha)
下北西部特別保護地区(885ha)



奥戸（おこっぺ）特別保護地区の概要

● 位置

青森県下北郡大間町

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区 4,925ha

特別保護地区 183ha（指定）

● 存続期間

令和6年11月1日から20年間

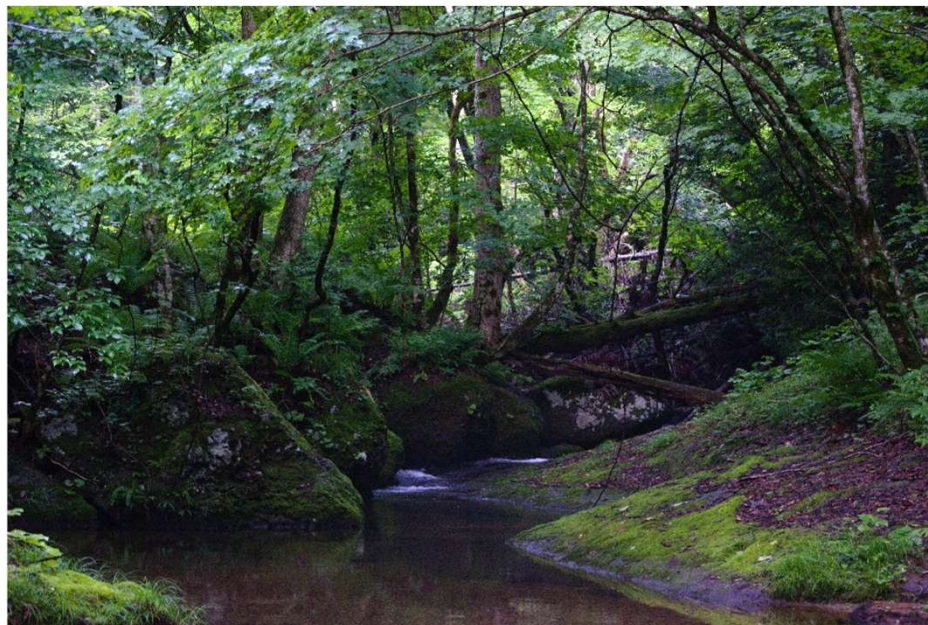
当初指定 昭和59年11月1日

前回指定 平成26年11月1日

● 他法令による規制区域等

文化財保護法による地域 183ha

- ・ 特別天然記念物カモシカ下北半島保護地域
- ・ 下北半島のサルおよびサル生息北限地



● 生息する鳥獣

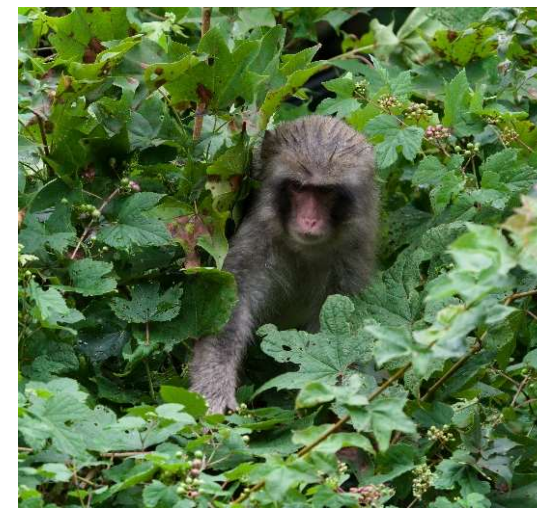
- 鳥類：14目37科90種
クマタカ、ハヤブサ、オオタカ等
- 獣類：7目10科17種
ニホンザル、ニホンカモシカ、
ツキノワグマ等

● 自然環境の概要

- 下北半島西部の奥戸川上流域に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林から成り、起伏の大きい山地と急峻な渓谷が入り込む地形等を有している。
- クマタカ (EN)、ハヤブサ (VU) のほか、絶滅の恐れのある地域個体群の下北半島のツキノワグマ (LP) やニホンカモシカの生息地として重要な区域となっている。



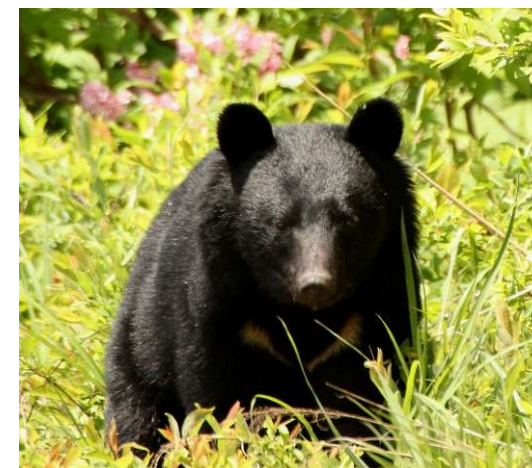
クマタカ



ニホンザル



オオルリ



ツキノワグマ
※保護区外で撮影

● 管理方針

- 希少鳥獣の生息地の保護区として、クマタカ、ハヤブサ、ツキノワグマ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 当該区域及び周辺における農林水産業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

● 管理状況

- 国指定鳥獣保護区管理員（1名）による巡視
 - ・ 鳥獣の生息状況調査、生息環境の把握、制札管理や密猟防止等を実施。
 - ・ 非積雪期を中心に、毎月1～5回、年間45日前後の実施。
- 青森県、研究者、関係団体等によって、ニホンカモシカ、ニホンザルの調査を継続的に実施。
- ほぼ全域が国有林であり、大間森林事務所、佐井森林事務所で巡視を実施。
- 農林水産業被害状況
農林水産業被害状況は確認されず、指定期間内の有害鳥獣捕獲申請は無い。

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

- 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等は確認されておらず、保護区内の生息環境は良好な状態を維持している。
- ジュウイチ、ハチクマ、キビタキ等の鳥類を新たに確認、鳥獣リストを更新（国指定鳥獣保護区管理員報告書及び関係者ヒアリング、生息状況調査等の調査の積み重ねの結果）。
- クマタカ、ツキノワグマの生息を確認しており、生息状況に変化はないと考えられる（鳥獣保護区管理員の巡視等）。
- ニホンカモシカの生息数は減少傾向、ニホンザルの生息状況に変化はない（青森県、民間団体による調査）。

下北西部特別保護地区の概要

● 位置

青森県むつ市、下北郡佐井村

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区 4,925ha

特別保護地区 885ha (指定)

● 存続期間

令和6年11月1日から20年間

当初指定 昭和59年11月1日

前回指定 平成26年11月1日

● 他法令による規制区域等

文化財保護法による地域 885ha

- ・ 特別天然記念物カモシカ下北半島保護地域
- ・ 下北半島のサルおよびサル生息北限地
- ・ 史跡名勝天然記念物 仏宇多 (仏ヶ浦)

下北半島国定公園 885ha

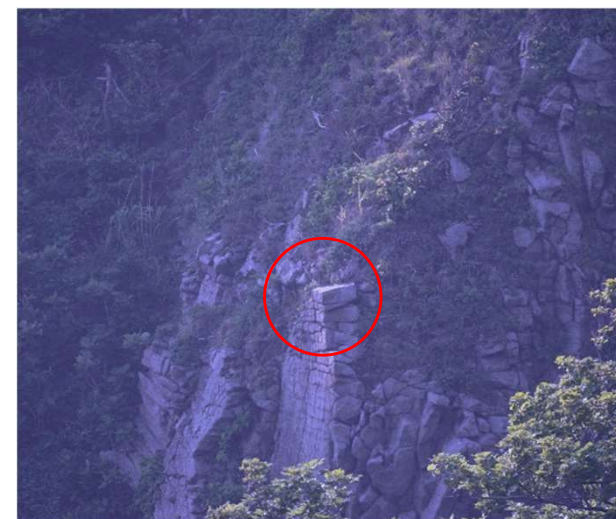


● 生息する鳥獣

- 鳥類：13目32科75種 オジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ等
- 獣類：7目10科17種 ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等



ハヤブサ



断崖とハヤブサ幼鳥

● 自然環境の概要

- 下北半島の西側に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ、カラマツ等の造林地並びに切り立った断崖海岸線、風衝地から成る、多様な植生及び地形等を有している。
- オジロワシ (VU) 等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点であり、魚類・水鳥等を捕獲する餌場、渡りに関しては飛翔高度を確保する上で重要な崖地等を含み、これらの生息上重要な区域となっている。



断崖とカモシカ



断崖海岸線

● 管理方針

- 希少鳥獣の生息地の保護区として、クマタカ、オジロワシ、ハヤブサ、ツキノワグマ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内的の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内的の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 当該区域及び周辺における農林水産業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の分考慮して適切に対応する。

保護管理方針にもとづく管理状況

● 管理状況

- 国指定鳥獣保護区管理員（1名）による巡視
 - ・ 鳥獣の生息状況調査、生息環境の把握、制札管理や密猟防止等を実施。
 - ・ 非積雪期を中心に毎月3～8回、年間70日前後実施。
- 青森県、研究者、関係団体等によってニホンカモシカ、ニホンザルの調査を継続的に実施。
- ほぼ全域が国有林になり、佐井森林事務所、脇野沢森林事務所で巡視を実施。
- 青森県により下北半島国定公園としての管理を実施。
- 農林水産業被害状況
農林水産業被害は確認されず、指定期間内の有害鳥獣捕獲申請は無い。

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

- 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等は確認されておらず、保護区内の生息環境は良好な状態を維持している。
- トラツグミ、クロツグミ、オオマシコ、ミヤマホオジロ等の鳥類を新たに確認、鳥獣リストを更新（国指定鳥獣保護区管理員報告書及び関係者ヒアリング、生息状況調査等の調査の積み重ねの結果）。
- クマタカ、オジロワシ、ハヤブサ、ツキノワグマの生息を確認しており、生息状況に変化は無いと考えられる（鳥獣保護区管理員の巡視及び関係者ヒアリング等）。
- ニホンカモシカの生息数は減少傾向、ニホンザルの生息状況に変化はない（青森県、民間団体による調査）。

公告縦覧、公聴会等の実施結果（その1）



1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和6年8月28日-9月11日
- 縦覧の場所：環境省本省、東北地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和6年8月16日-9月5日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：1件、下表のとおり

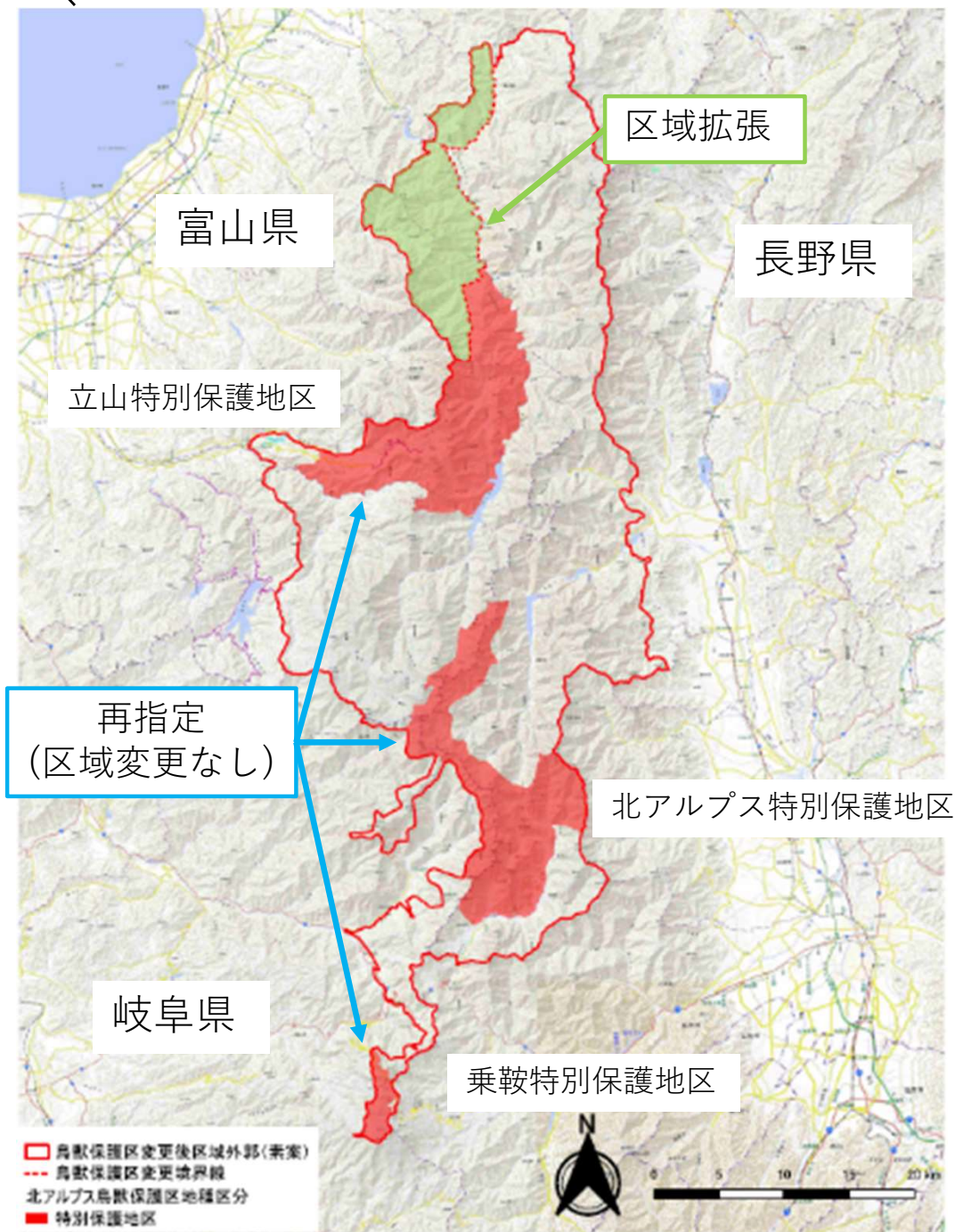
意見	意見への対応
1. 指定の存続期間の根拠を明らかにされたい。	1. 指定の存続期間は、希少鳥獣の生息及び生息地の保護のためには継続的に保護区として指定することが適当と考えられることから、鳥獣保護区の指定期間の最長である20年の指定が適当と考えております。
2. （計画書内及び計画書間の平仄及び用語の定義等を整理されたい。）	2. 平仄調整、用語の定義等については、例示いただいた内容含めて確認しながら修正させていただきます。

3. 公聴会

- 開催日：令和6年8月21日（水）
- 場 所：むつ下北観光物産館
（まさかりプラザ）3階会議室
- 公述人：10名
（代理出席3名、欠席7名）
- 賛否：賛成10名
- 主な意見：なし



国指定北アルプス鳥獣保護区の変更 立山・北アルプス・乗鞍特別保護地区の再指定について



北アルプス鳥獣保護区

(現時点) 109,989ha



(更新後) **119,852ha**

(**9,863ha増加**)

立山特別保護地区(12,485ha)

北アルプス特別保護地区(11,868ha)

乗鞍特別保護地区 (997ha)

国指定北アルプス鳥獣保護区の概要

● 位置

北アルプス（富山県・長野県・岐阜県）

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区

109,989ha ⇒（更新後）119,852ha

特別保護地区

25,350ha（指定）

● 存続期間

令和6年11月1日から10年間

当初指定 昭和50年11月1日

前回指定 平成26年11月1日

● 他法令による規制区域等

自然公園法（中部山岳国立公園）

文化財保護法（白馬連山高山植物帯等）



● 生息する鳥獣

- 鳥類：44科135種
ライチョウ、イヌワシ、ホシガラス、イワヒバリ、ミソサザイ、オオルリ等
- 獣類：17科38種
ツキノワグマ、ニホンカモシカ、オコジョ、ヤマネ、ニホンノウサギ等



ライチョウ



イヌワシ

● 自然環境の概要

- 北アルプスに位置し、富山県、長野県、岐阜県の3県に跨がる。
- 夏緑広葉樹林帯から高山帯まで幅広い植生が見られる。
- イヌワシ、クマタカ、ライチョウ等の希少鳥獣のほか、ツキノワグマやニホンカモシカ等の大型獣も生息する。



上高地

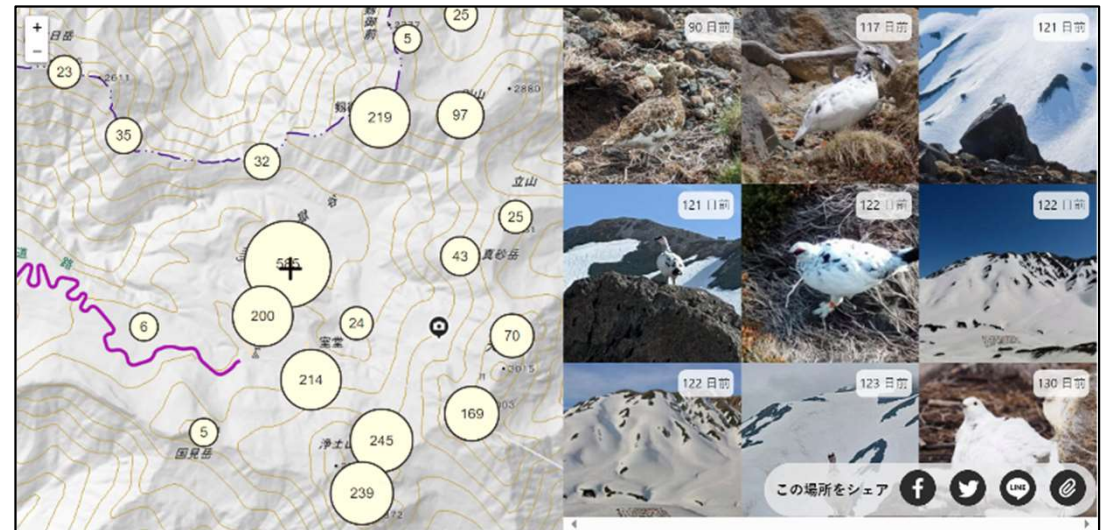
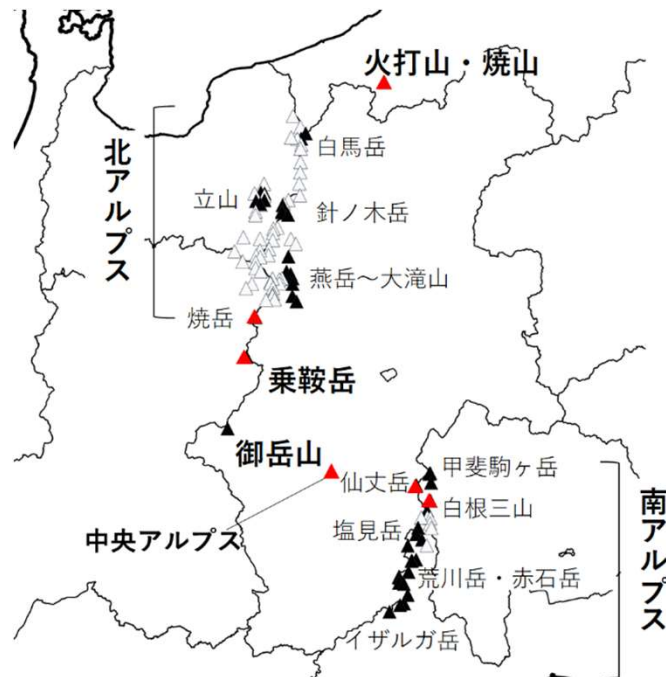
● 管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 5) 中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成25年3月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- 6) ツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。
- 7) 弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

保護管理方針にもとづく管理状況

1) 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。

- ・ライチョウについては、一部地域において当省業務にて生息状況調査を実施したほか、地元自治体と連携し、広域的な生息状況の把握に努めた。
- ・(株)ヤマップと連携した登山者からのライチョウの目撃情報の収集を行い、得られた情報を保護増殖事業や今回の鳥獣保護区更新における参考情報として活用した。
- ・イヌワシについては後述 (29、30ページ参照)



過去10年でなわばり数が明らかになっている山岳 (黒色)
と継続的なモニタリングが実施されている山岳 (赤色)

YAMAPライチョウモニターの一例

(<https://mag.yamap.com/magazine/35109>)

2024年8月28日参照

5) 中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定された中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針（平成二十五年三月）に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。

- ・環境省・林野庁・各県等がモニタリングや捕獲等を継続的に実施した。
- ・それぞれの事業成果については、「中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会」の場において共有した。
- ・令和5年には、中部山岳国立公園においてニホンジカ対策推進のため、「生態系維持回復計画」を策定した。



上高地で確認されたニホンジカ

6) ツキノワグマの生息地であることから、関係機関が連携して人身被害の防止を図る。

- ・「上高地地域のツキノワグマ対策実践マニュアル」を策定した。これに基づき、施設等での食料・ゴミ管理の徹底を図ったほか、利用形態に応じたゾーニングに基づき園路等に出没したクマの行動監視や園路規制等を実施した。
- ・折立においてツキノワグマ目撃地点の巡視や利用客に対する普及啓発等を実施した。

- 2) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

- ・計10名の鳥獣保護区管理員により巡視を行い、鳥獣の生息情報等の収集を実施。令和6年度より、地元イヌワシ研究者を管理員に加え、生息状況の把握に向けた体制強化を図った。

- 3) 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による生息への影響を防止するため、関係行政機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

- ・立山室堂では、室堂平積雪期利用適正化協議会においてライチョウの営巣地選定の時期の個体への影響低減を目的として「ライチョウ保護区」を設定し立入り規制を設け、巡視等を行うと共に、利用客に対する注意喚起や指導等を実施した。

- 7) 弥陀ヶ原及び大日平については、ラムサール条約湿地に登録されていることを踏まえ、湿地の保全や賢明な利用に関する普及啓発に努める。

- ・標識等により、ラムサール条約登録湿地に関して利用者に対しての普及啓発に努めた。

● ライチョウ

- ・ 1980年代から2000年代初頭にかけて個体数の減少が確認された一部地域においては引き続き個体数が少ない状況が続いているが、比較的健全な個体群が維持されている地域もあり、保護区全体における個体群の存続には問題がないものと考えられる。

● イヌワシ

- ・ 有識者へのヒアリング結果により、平成26年からの10年間に於いて、保護区の一部地域において生息ペア数の減少する等の生息状況の悪化が確認されている。餌資源の減少が要因の一つと考えられている。

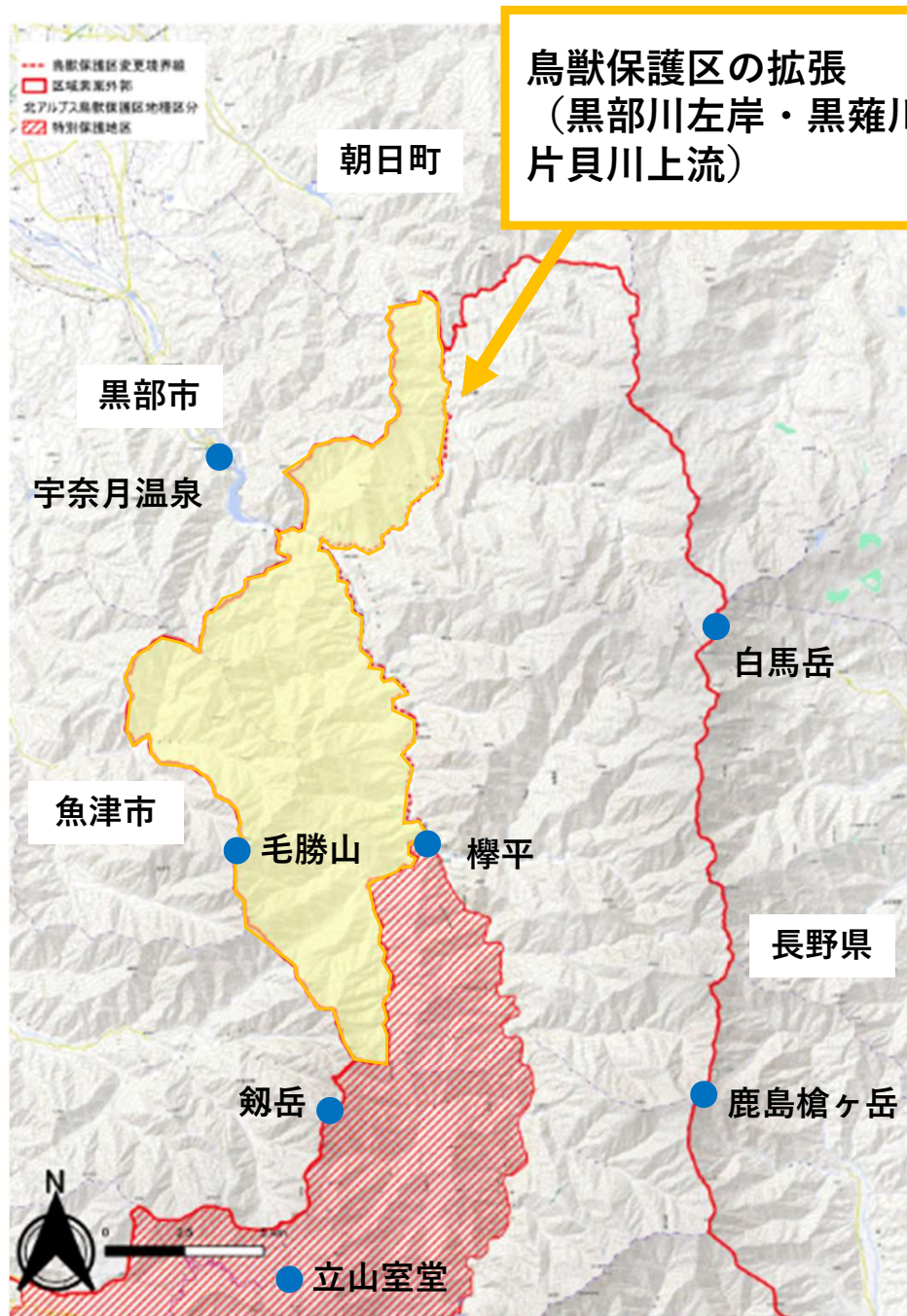
● ニホンジカ

- ・ 保護区内では、1980年代頃までは分布は確認されていなかった。しかし、2000年以降に保護区の周辺部において分布が拡大し、近年は保護区内においても定着が確認されている。
- ・ 現状では、保護区内で食害等による生態系や林業への被害は確認されていないが、高山・亜高山帯には希少な高山植物等の動植物が数多く生育・生息していることから、今後生態系や景観等への被害の発生が懸念される。

● ツキノワグマ

- ・ 当保護区内には、北アルプス保護管理ユニットに属するツキノワグマ個体群が生息しており、個体数は個体群の存続に十分な頭数を維持しているとされている。

国指定北アルプス鳥獣保護区の変更について



唐松岳から見た毛勝三山 (けかちさんざん)



黒部川流域

北アルプス鳥獣保護区の拡大について

1. 目的

イヌワシ : 富山県内に現存する5ペア全ての行動圏の一部を含むように、国指定北アルプス鳥獣保護区の区域を拡張する。

ライチョウ : 前回の更新後登山者情報等により毛勝三山周辺において、ライチョウの生息に関する確実な記録が得られたことを踏まえ、当該区域を含むように拡張する。

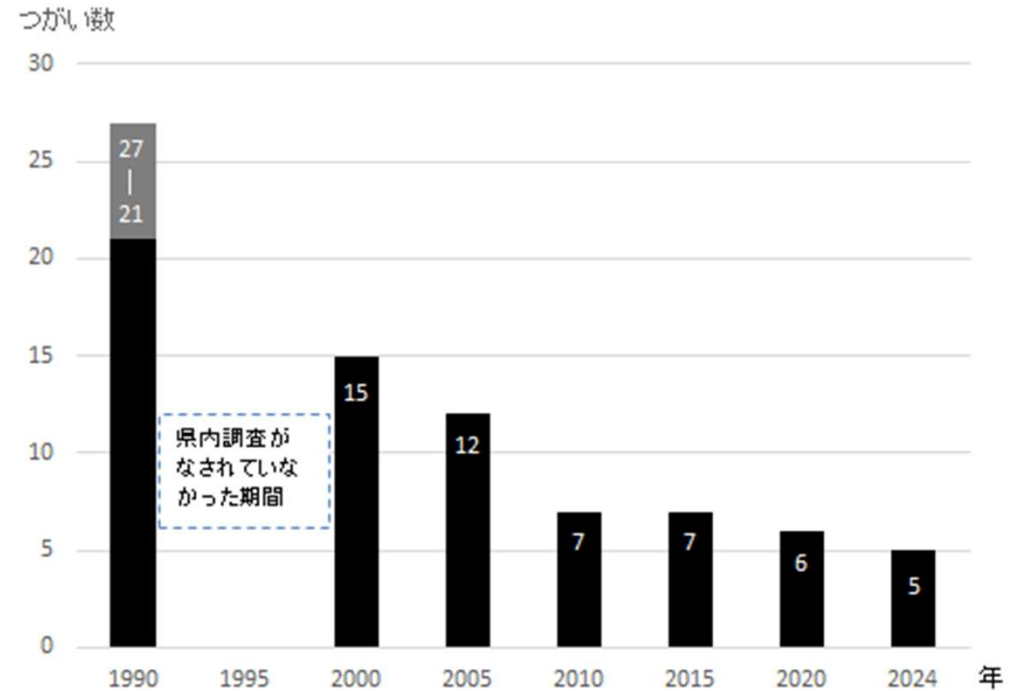
2. 鳥獣保護区拡張後の取り組み

- ①鳥獣対策とイヌワシ保全の両立に向けた調整
- ②鳥獣保護区管理員等による希少鳥獣の生息状況に係る情報収集体制の強化

国指定北アルプス鳥獣保護区の変更について



イヌワシ雄成鳥（イヌワシ保護協会提供）



富山県におけるつがい数の年推移（イヌワシ保護協会提供）

- 富山県内のイヌワシの生息状況
1990年・・・21ペア以上
現在・・・5ペアまで減少（北アルプスが中心）

拡張範囲は、富山県内のイヌワシにとって重要なエリア。
拡張により、富山県内のイヌワシ5ペアそれぞれの行動圏の一部が
「北アルプス鳥獣保護区」に含まれるようになる。

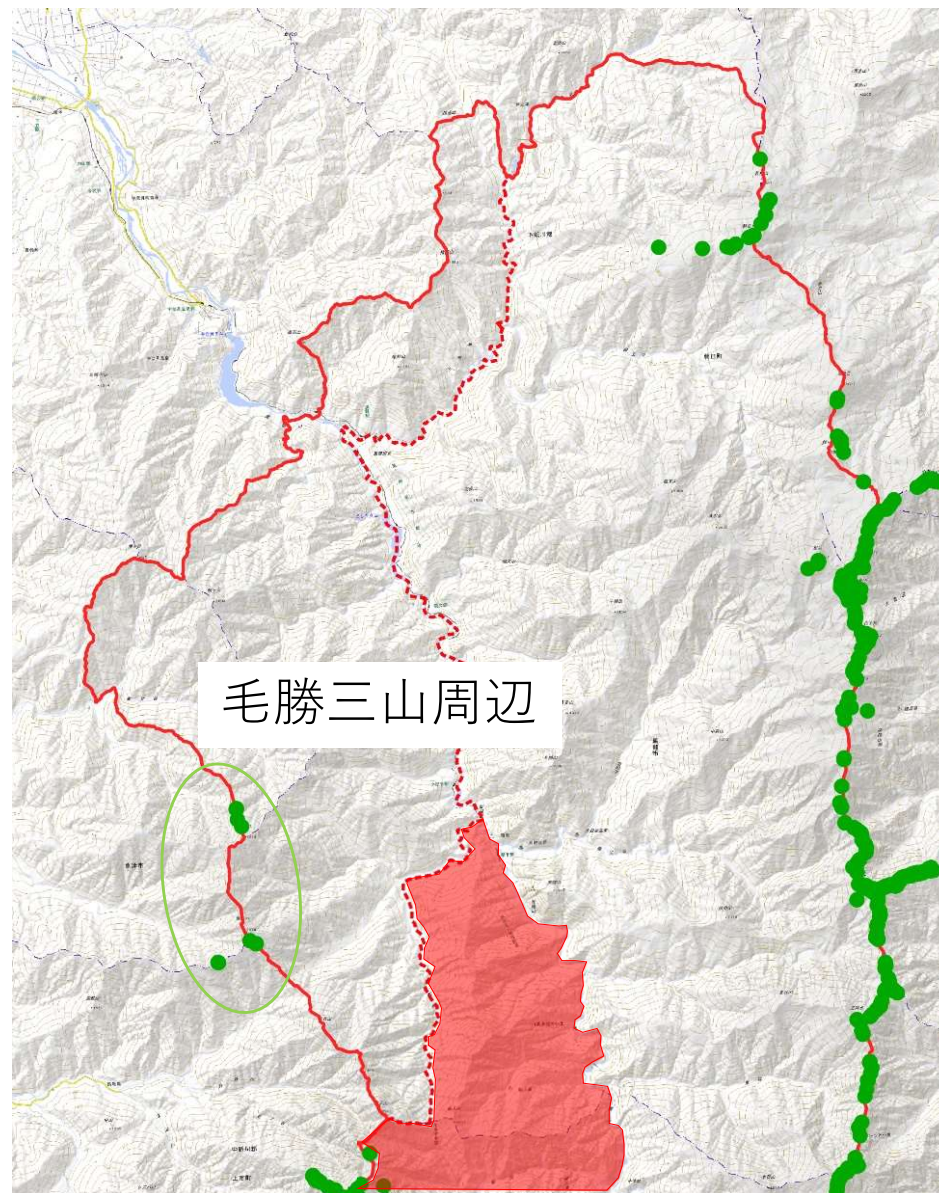
国指定北アルプス鳥獣保護区の変更について



毛勝三山で撮影されたライチョウ（肥後正弓氏提供）

- 北アルプスは国内で最も多くのライチョウが生息する地域。
- 前回の更新後登山者情報等により毛勝三山周辺において、ライチョウの生息に関する確実な記録が得られた（右図）。

立山連山の北端の繁殖地として重要な地域であることも踏まえ、鳥獣保護区に含めるように変更。



毛勝三山周辺

拡張範囲周辺のライチョウの確認地点
YAMAPライチョウモニター (<https://mag.yamap.com/magazine/35109>)
のデータを元に、国土地理院地図を加工し作成。

● 指定期間を10年とする理由

北アルプス鳥獣保護区はライチョウやイヌワシを始めとする希少鳥獣の生息を保護するためのエリアとして指定されている。

指定期間を10年とした理由は、以下の4点から状況に応じた保護対策が必要であり、10年後に鳥獣保護区内の状況を確認し、指定の再検討を行う必要があるため。

- ① 対象とする希少鳥獣の分布状況は、生息環境等の変化によって刻々と移り変わること。
- ② 北アルプス鳥獣保護区は島しょのように空間的に閉じていないことから周辺域からの影響を受けやすいこと。
- ③ 近年、ニホンジカやイノシシの生態系被害が拡大しており、希少鳥獣の生息にも影響が生じる可能性があること。
- ④ 鳥獣保護区内外での開発、利用が、希少鳥獣の生息状況や生息環境に影響を与える可能性があること

公告縦覧、公聴会等の実施結果（その1）

1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和6年8月28日-9月11日
- 縦覧の場所：環境省本省、信越自然環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和6年8月16日-9月5日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：下表のとおり

意見	意見への対応
1. 指定の存続期間の根拠を明らかにされたい。	1. 指定の存続期間は、希少鳥獣の生息及び生息地の保護のため、継続的に保護区として指定することが適切と考えております。一方で当該鳥獣保護区は鳥獣保護区内外での開発、利用、ニホンジカやイノシシの生息などが、希少鳥獣の生息状況や生息環境に影響を与える可能性があることから、10年後に鳥獣保護区内の状況を確認し、指定の再検討をしたいと考えております。
2. （計画書内及び計画書間の平仄及び用語の定義等を整理されたい。）	2. 平仄調整、用語の定義等については、例示いただいた内容含めて確認しながら修正させていただきます。

3. 公聴会 (富山県)

- 開催日：令和6年9月2日（月）
- 場 所：富山県庁本館502会議室
- 公述人：16名（本人出席0名、代理出席4名、欠席12名）
- 賛否：賛成16名
- 主な意見：鳥獣保護区の拡大にあたっては有害鳥獣被害対策に配慮し、関係市町村及び猟友会等の意見を丁寧に確認いただきたい。



(長野県)

- 開催日：令和5年9月5日（木）
- 場 所：長野県松本市役所梓川支所内会議室
- 公述人：14名（本人出席0名、代理出席1名、欠席13名）
- 賛否：賛成14名
- 主な意見：北アルプスにニホンジカが上がっていることから、どのように数を減らすかを関係各機関と打ち合わせて、対策を至急に行う必要がある。



(岐阜県)

- 開催日：令和5年9月3日（火）
- 場 所：岐阜県高山市役所丹生川支所内会議室
- 公述人：9名（本人出席0名、代理出席1名、欠席8名）
- 賛否：賛成9名
- 主な意見：鳥獣保護区内であっても速やかに被害防止捕獲ができる体制づくりをお願いしたい。

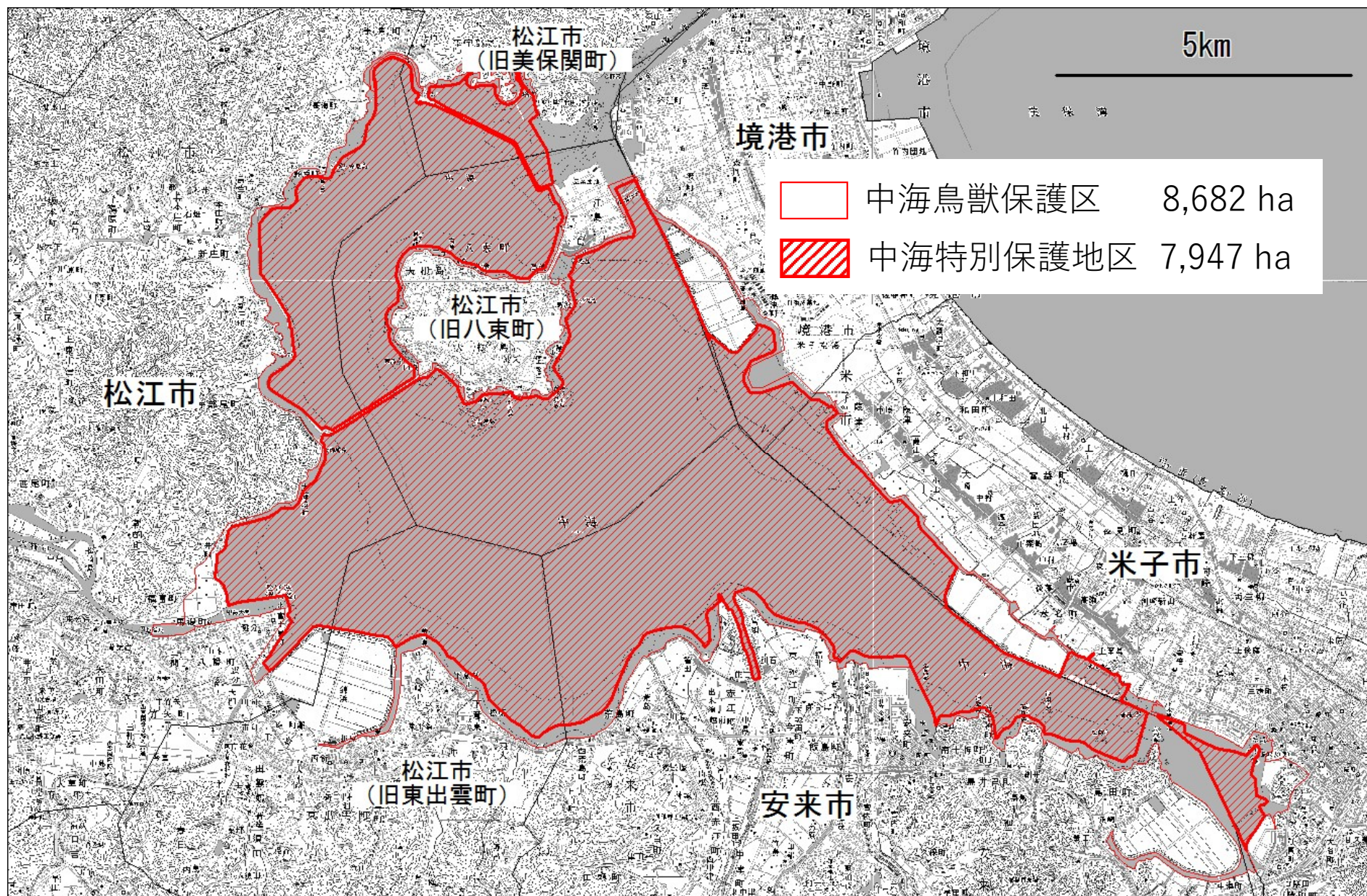


国指定中海鳥獣保護区 中海特別保護地区の再指定について

中海鳥獣保護区 8,682 ha
中海特別保護地区 7,947 ha



国指定中海鳥獣保護区 中海特別保護地区の再指定について



国指定中海鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

鳥取県米子市、境港市
島根県松江市、安来市

● 指定区分

集団渡来地

● 面積

鳥獣保護区

8,682 ha

特別保護地区

7,947 ha (指定)

● 存続期間

令和6年11月1日から10年間

当初指定 平成16年11月1日

前回指定 平成26年11月1日

● 他法令による規制区域等

なし



● 生息する鳥獣

- 鳥類：62科316種
マガンやコハクチョウ、ツクシガモを含むガン・カモ類、サギ類、オオヨシキリ、カワウ等
- 獣類：5科6種
アブラコウモリ、ホンドタヌキ、ホンドキツネ、カヤネズミ、シベリアイタチ、ヌートリア



マガン



コハクチョウ

● 自然環境の概要

- 鳥取県と島根県にまたがり、日本海に繋がる汽水湖。塩分濃度は海水の半分程度で、淡水性と海水性両方の多様な動植物が分布。
- 2万羽以上のガンカモ類が越冬し、コハクチョウは1,500羽程度が飛来。
- クロツラヘラサギ（環境省IB類）やツクシガモ（同II類）等の希少種も見られる。



カモ類の群れ

● 管理方針

- 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始め、希少種を含めた多様な鳥類相を保護するため、巡視や普及啓発、鳥類の生息状況のモニタリングを実施。
- 増加したカワウによる水産業や生態系被害が生じていることから、関係地方公共団体や関係機関と連携協力し、個体群管理に努める。

● 管理実績

環境省、関係団体、研究者とともに以下のカワウ対策等を実施。

- 冬季を中心に環境省職員による渡り鳥の定点モニタリング調査を実施。鳥インフルエンザ感染等の異常は確認されなかった。
- 環境省職員と国指定鳥獣保護区管理員2名による定期的なパトロールを通年実施。密猟や違法工作物など鳥獣に影響を与える行為は確認されなかった。
- 中海では2000年代からカワウの繁殖がみられはじめ、営巣木の衰退や湖の魚類相への影響等が深刻化している。平成21年度から環境省が主体となり個体数管理事業を開始、生息個体数をピーク時から半減、近年は増加を食い止め。

(H21・22偽卵による繁殖抑制、H30・31空気銃による捕獲、R2～ドライアイスによる繁殖抑制)



カワウの営巣や糞による樹木の枯死



ドライアイスによる繁殖抑制

保護管理方針にもとづく管理状況

・ 中海のカワウの生息状況

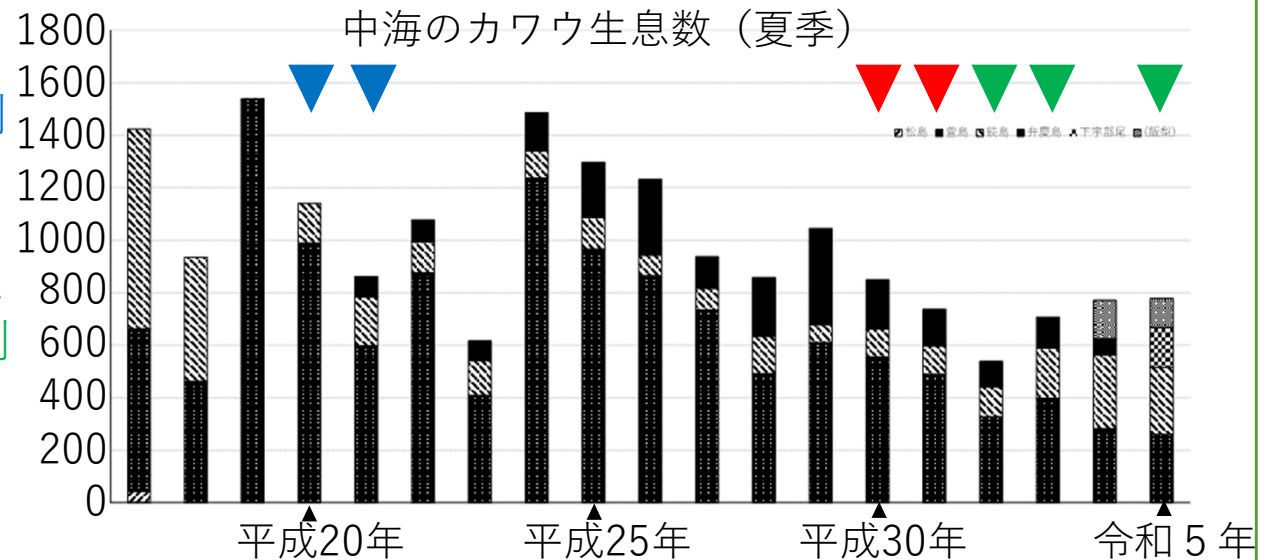
- ・ 1990年代までは越冬個体のみ生息
- ・ 2000年代から繁殖個体が発生、その後急増
- ・ 2008年(平成20年)には夏季に1000個体、冬季に2500個体を確認



コロニーとなっている湖内の島(萱島)
糞や巣材採取のため枯れ木が目立つ。

・ 個体数調整の実施

- ・ 平成21・22年 偽卵による繁殖抑制
- ・ 平成30・31年 空気銃捕獲
(シャープシューティング)
- ・ 令和2年～ 巣へのドライアイス
投入による繁殖抑制



・ 対策の効果

- ・ ピーク時から生息数を半減させ、一定の密度に維持
- ・ 今後も当面はドライアイス法を継続実施する予定

- 指定期間を10年とする理由

利害関係者との事前調整中に、鳥獣保護区内で架橋の計画がある等、湖岸線の変更が予定されていることが明らかとなり、鳥獣保護区の維持管理上、当面は指定期間を10年単位とした方がよいと判断した。

公告縦覧、公聴会等の実施結果（その1）



1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和6年8月28日-9月11日
- 縦覧の場所：環境省本省、中国四国地方環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和6年8月16日-9月5日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：下表のとおり

意見	意見への対応
1. 指定の存続期間の根拠を明らかにされたい。	1. 指定の存続期間は、集団渡来地の保護のため、継続的に保護区として指定することが適切と考えております。一方で当該鳥獣保護区を指定する中海は架橋などの開発が計画されており、鳥獣の生息状況や生息環境に影響を与える可能性があることから、10年後に鳥獣保護区内の状況を確認し、指定の再検討をしたいと考えております。
2. （計画書内及び計画書間の平仄及び用語の定義等を整理されたい。）	2. 平仄調整、用語の定義等については、例示いただいた内容含めて確認しながら修正させていただきます。

3. 公聴会

- 開催日：令和6年8月22日（木）
- 場所：米子合同庁舎4階会議室
- 公述人：19名（本人出席1名、代理出席6名、欠席12名）
- 賛否：賛成18名（回答辞退1名）
- 主な意見：
 - ・ラムサール条約湿地として、バランスのとれた生業と生態系の維持・保全に努めてほしい。
 - ・カワウの管理を継続的に実施してほしい。

国指定大東諸島鳥獣保護区 大東諸島特別保護地区の再指定について

大東諸島鳥獣保護区 4,243 ha

大東諸島特別保護地区

234 ha → (再指定後) **274 ha** (減5 ha、増45 ha)



国指定大東諸島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 位置

沖縄県島尻郡北大東村
 沖縄県島尻郡南大東村

● 指定区分

希少鳥獣生息地

● 面積

鳥獣保護区

4,243ha

特別保護地区

234ha → (再指定後) 274 ha

拡張 45 ha

縮小 5 ha

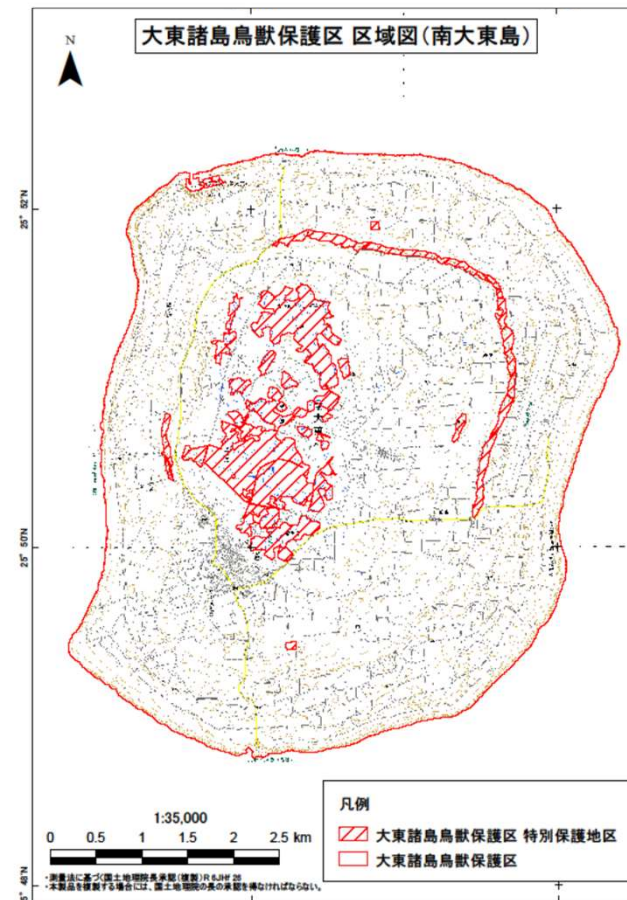
● 存続期間

令和6年11月1日から20年間

当初(前回)指定 平成16年11月1日

● 他法令による規制区域等

なし



国指定大東諸島鳥獣保護区及び同特別保護地区の概要

● 生息する鳥獣

- 鳥類：27科68種
ダイトウコノハズク、ダイトウカイツブリ、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ、セイタカシギ等
- 獣類：2科2種
ダイトウオオコウモリ、ニホンイタチ

● 自然環境の概要

- 沖縄島から東へ約400 kmの洋上に位置する隆起環礁による海洋島
いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在
- 池沼の水面、その周辺の湿地及び森林や、島の周囲を環状に囲む幕林(はぐりん)と呼ばれる樹林帯は、ダイトウビロウを主とした良好な森林環境が維持されており、絶滅危惧ⅠA類のダイトウオオコウモリや、絶滅危惧Ⅱ類のダイトウコノハズクなど希少鳥獣の重要な生息場所

北大東島 幕林



南大東島 大池と幕林



(上写真：丸山 久美氏、下写真：東 和明氏による)

● 管理方針

- ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林については、現状のままの保全を基本とする。
- 区域内の用排水路の整備及び森林内の道路の改修に当たっては、鳥獣類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。
- 特定外来生物等の侵入状況について定期的に情報を収集し、区域内の鳥獣類の生息・利用等に影響を及ぼす恐れのある場合は対策を検討する。



ダイトウビロウ林とダイトウメジロ



ダイトウオオコウモリ



ダイトウコノハズク

(写真はいずれも東 和明氏による)

● 管理状況

- ダイトウオオコウモリ等の生息上重要な樹木であるダイトウビロウについて、生育環境変化や、外来種のタイワンカブト（サイカブト）の食害による枯死が多数確認されたため、以下の保全事業を実施。
 - ・ ダイトウビロウの生育状況・被害状況把握調査、再生事業（平成23～28年度）
 - ・ タイワンカブトの駆除事業（平成24～28年度）
 - ・ ビロウ林維持・改善事業（令和4年度～継続中）
- 平成28年度から継続的にタイワンカブトのフェロモントラップを設置し、駆除を実施。
- ダイトウビロウの植栽方法の確立など、ビロウ林の維持・再生に取り組む。
- 池沼・水路等に侵入しているボタンウキクサ、オオサンショウモについて、村と協力して防除を実施。（令和5年度～専門家派遣事業、生物多様性保全推進支援事業）

● 保護区内の鳥獣の生息環境、生息状況の変化

- フェロモントラップの設置によりタイワンカブトの低密度化に一定の効果があった。
- 平成25年度のダイトウオオコウモリー齊カウント調査により、生息数は南北合わせて400個体と推定。（平成14年度の同様の調査では300～360個体）

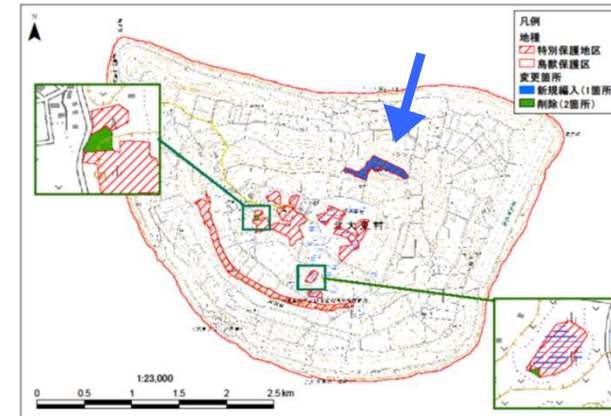
国指定大東諸島鳥獣保護区特別保護地区の拡張・縮小

● 拡張区域

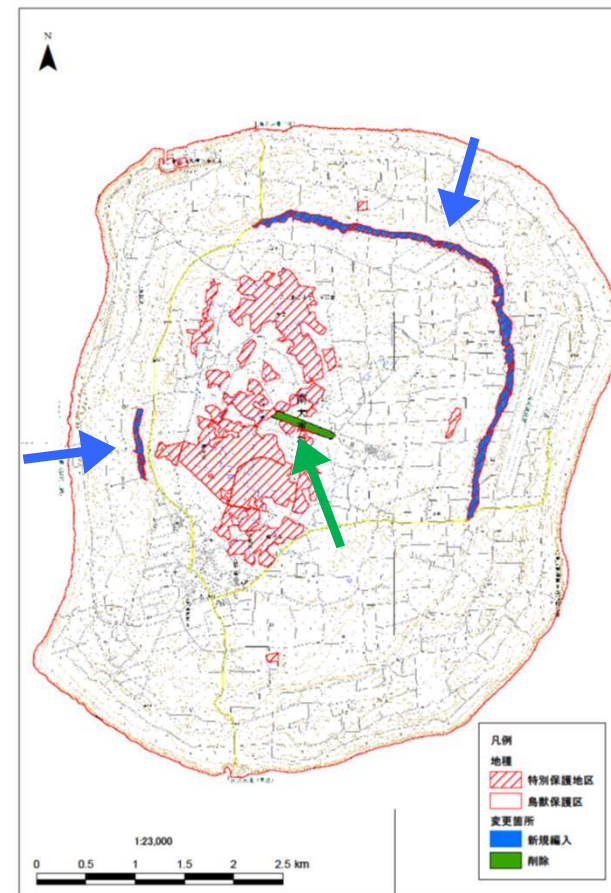
- 北大東島
幕林の未指定であったエリアのうち、ダイトウビロウや希少植物が特に良好に残存している森林の区域。
- 南大東島
幕林のうち、ダイトウオオコウモリによるねぐらとしての利用が確認された筆、及びその筆が隣接する幕林の筆の区域。

● 縮小区域

- 北大東島
ギンネムの優先する果樹園及び土地所有者から承諾を得られなかった区域。
- 南大東島
空港ターミナル跡地で、現在開発に伴う土石の仮置き場として利用されている区域等、資質が認められない区域。



北大東島



南大東島

■ 拡張
■ 縮小

公告縦覧、公聴会等の実施結果（その1）



1. 指定案公告縦覧

- 期間：令和6年8月28日-9月11日
- 縦覧の場所：環境省本省、沖縄奄美自然環境事務所
- 提出された意見：なし

2. パブリックコメント

- 期間：令和6年8月16日-9月5日
- 意見募集の方法：インターネット
- 提出された意見：下表のとおり

意見	意見への対応
1. 指定の存続期間の根拠を明らかにされたい。	1. 指定の存続期間は、希少鳥獣の生息及び生息地の保護のため、継続的に保護区として指定することが適当と考えられることから、鳥獣保護区の指定期間の最長である20年の指定が適当と考えております。
2. （計画書内及び計画書間の平仄及び用語の定義等を整理されたい。）	2. 平仄調整、用語の定義等については、例示いただいた内容含めて確認しながら修正させていただきます。

3. 公聴会

◇南大東会場

- 開催日：令和6年9月2日（月）
- 場 所：南大東村多目的交流センター
- 公述人：7名
（本人出席3名、代理出席1名、欠席3名）
- 賛否：賛成7名
- 主な意見：
 - 将来、村内の事業計画が今般指定の地域において利用を検討する場合は、お互いに誠意を持って協議を行うことを希望する。



◇北大東会場

- 開催日：令和6年9月3日（火）
- 場 所：北大東村役場2階会議室
- 公述人：5名
（本人出席1名、代理出席2名、欠席2名）
- 賛否：賛成5名
- 主な意見：なし

